

各発注機関の長 様

農林水産部長
土 木 部 長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止
措置等の解釈等について

このことについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う工事及び業務の一時中止等については、「新型コロナウイルスの感染症の感染拡大に向けた工事等の一時中止措置等について」（令和2年2月28日付け農林水第219号・監第849号）（以下「通知」という。）において取扱いを定めたところですが、今般、別添のとおり国土交通省土地・建設産業局建設業課長から事務連絡があり、本県においても通知の解釈等について下記のとおり取り扱うこととしますので、遺漏なく措置されるようお願いいたします。

記

1 一時中止措置等の解釈について

- (1) 通知の1において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者が工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「工事等の一時中止等」という。）を申し出ることができる場合には、工事従事者又は業務従事者の子どもの発熱や子どもが通う学校の休校等に伴い、工事従事者又は業務従事者が子どもの面倒を見る必要が生じた結果、工事等の一時中止等を行う必要がある場合を含むものとする。
- (2) 完成又は完了の通知を受けた工事又は業務について工事等の一時中止等を行う場合であって、検査期限内に検査を実施することができないときは、受注者に完成又は完了の通知を取り下げさせた上で工事等の一時中止等を行うこと。

2 工事及び業務に係る検査、打ち合わせ等の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、県が発注した工事及び業務に係る検査、打合せ等の実施にあたっては、設備環境の整備状況等を踏まえつつ、可能な限りWEBを活用する等、受発注者間で協議の上、適切に対応すること。

なお、やむを得ず従来どおり対面の検査、打合せ等を実施する場合には、あらかじめ受注者に対し最小限の人数で実施するよう働きかけるとともに、広い部屋での実施やマスク着用を推奨する等、感染予防の対策を徹底すること。

また、対面の検査を行った場合には、検査員は、検査に出席した受発注者双方の全員の氏名を検査メモ等に記載し確実に記録を残しておくこと。